

## 広島市有償運送運営協議会規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>広島市有償運送運営協議会規約</p> <p>(名称及び目的等)</p> <p>第1条 この協議会は、広島市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録を受けて行う福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>に関し、その必要性並びに実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等について協議することを目的とする。</p> <p>2 協議会は、広島市が主宰する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>の必要性に関すること。</p> <p>(2) 福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>の登録（有効期間の更新の登録及び変更登録を含む。）の申請内容に関すること。</p> <p>(3) 福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>の適正実施に関すること。</p> <p>(4) その他福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>に関し必要と認められる事項に関すること。</p> <p>第3条から第5条 (略)</p> <p>(開催)</p> <p>第6条 協議会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 法第79条の規定に基づく福祉有償運送又は<u>過疎地有償運送</u>の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）の申請が予定されるとき。</p> <p>(2) 重大事故等、福祉有償運送又は<u>過疎地有償運送</u>実施上の問題が発生したとき。</p> <p>(3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除を行おうとするとき。</p> <p>(4) その他会長が必要と認めるとき。</p> <p>第7条から第9条 (略)</p> <p>附 則 この規約は、平成18年2月13日から施行する。</p>	<p>広島市有償運送運営協議会規約</p> <p>(名称及び目的等)</p> <p>第1条 この協議会は、広島市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録を受けて行う福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>に関し、その必要性並びに実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等について協議することを目的とする。</p> <p>2 協議会は、広島市が主宰する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>の必要性に関すること。</p> <p>(2) 福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>の登録（有効期間の更新の登録及び変更登録を含む。）の申請内容に関すること。</p> <p>(3) 福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>の適正実施に関すること。</p> <p>(4) その他福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>に関し必要と認められる事項に関すること。</p> <p>第3条から第5条 (改正前に同じ。)</p> <p>(開催)</p> <p>第6条 協議会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 法第79条の規定に基づく福祉有償運送又は<u>公共交通空白地有償運送</u>の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）の申請が予定されるとき。</p> <p>(2) 重大事故等、福祉有償運送又は<u>公共交通空白地有償運送</u>実施上の問題が発生したとき。</p> <p>(3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除を行おうとするとき。</p> <p>(4) その他会長が必要と認めるとき。</p> <p>第7条から第9条 (改正前に同じ。)</p> <p>附 則 この規約は、平成18年2月13日から施行する。</p>

## 広島市有償運送運営協議会規約 新旧対照表

改正前	改正後																												
<p>附 則 この規約は、平成19年2月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この規約は、平成19年2月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規約は、平成29年7月24日から施行する。</u></p>																												
別表	別表																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1001 406 1041">区 分</th> <th data-bbox="410 1001 783 1041">団 体 ・ 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1046 406 1205">福祉有償運送及び過疎地有償運送の利用者又は関係者</td> <td data-bbox="410 1046 783 1205">公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1209 406 1328">住民参加型在宅福祉サービスの実施団体</td> <td data-bbox="410 1209 783 1328">社会福祉法人広島市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1332 406 1451">福祉有償運送及び過疎地有償運送の実施団体</td> <td data-bbox="410 1332 783 1451">特定非営利活動法人さわやかあ広島</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1456 406 1704">バス、タクシー等関係交通機関</td> <td data-bbox="410 1456 783 1704">公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会中国支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1709 406 1868">バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体</td> <td data-bbox="410 1709 783 1868">全国交通運輸労働組合総連合広島県支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1872 406 2033">関係行政機関</td> <td data-bbox="410 1872 783 2033">国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	団 体 ・ 機 関	福祉有償運送及び過疎地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会	住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会	福祉有償運送及び過疎地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかあ広島	バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会中国支部	バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部	関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="841 1001 1091 1041">区 分</th> <th data-bbox="1094 1001 1468 1041">団 体 ・ 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="841 1046 1091 1205">福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の利用者又は関係者</td> <td data-bbox="1094 1046 1468 1205">公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="841 1209 1091 1328">住民参加型在宅福祉サービスの実施団体</td> <td data-bbox="1094 1209 1468 1328">社会福祉法人広島市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="841 1332 1091 1451">福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の実施団体</td> <td data-bbox="1094 1332 1468 1451">特定非営利活動法人さわやかあ広島</td> </tr> <tr> <td data-bbox="841 1456 1091 1704">バス、タクシー等関係交通機関</td> <td data-bbox="1094 1456 1468 1704">公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会広島支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="841 1709 1091 1868">バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体</td> <td data-bbox="1094 1709 1468 1868">全国交通運輸労働組合総連合広島県支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="841 1872 1091 2033">関係行政機関</td> <td data-bbox="1094 1872 1468 2033">国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	団 体 ・ 機 関	福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会	住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会	福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかあ広島	バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会広島支部	バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部	関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）
区 分	団 体 ・ 機 関																												
福祉有償運送及び過疎地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会																												
住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会																												
福祉有償運送及び過疎地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかあ広島																												
バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会中国支部																												
バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部																												
関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）																												
区 分	団 体 ・ 機 関																												
福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会																												
住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会																												
福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかあ広島																												
バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会広島支部																												
バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部																												
関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）																												